



Pachinko Chain Store Association

パチンコホールにおける消費税問題について

鳩山政権が4年間の“封印”を約束した消費税増税は、逆に言うと4年後には“封印”を解くという意味にもとれる。消費税の増税にあわせ、次の様に制度が変更される可能性が考えられる。

- ① 複数税率化（食料品等を軽減税率とする）
- ② 仕入税額控除方式をインボイス方式に変更導入

インボイス方式は主にヨーロッパ諸国に導入されている制度で、課税事業者が物を売ったり、サービスを提供する際に消費税額を記載したインボイスを発行し、それがなければ仕入れ側は消費税の仕入税額控除ができないという制度である。売上げ側と仕入れ側の納税額は相反する為に相互チェックが働き、過大仕入れや過少売上げの計上による脱税行為が困難になり、ガラス貼りになるというメリットがある。

一方、売上が1000万円以下の免税事業者や消費者はインボイスの発行ができず、現状の請求書等保存方式では可能な仕入税額の控除ができなくなる。これにより、免税事業者の取引からの排除ということも起こってくる事が予想される。

更に、免税業者や消費者からの仕入にかかる税額が控除できなくなると、免税事業者や消費者からの仕入を常態としている業種の消費税納付額は大きく増加する。

我々パチンコ業界においても、同様な影響を受けることになる。

お客様が景品を買取所へ売却する際に、消費者はインボイスを発行することができないので、買取所における仕入税額控除ができなくなる。つまり、買取所の消費税納付額が増加することになるが、その増加分については、最終的に、パチンコホールまたはお客様が負担することとせざるを得なくなるといった悪循環に陥る。

一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会は、消費税制度の変更が我々パチンコ業界にどのような影響が出るのか理解し、改善した上で導入運用されるように、業界全体で議論、検討していくことを提案する。

平成 22 年 5 月 28 日

一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会

代表理事 谷口 晶貴

PCSA消費税見直し研究会

委員長 加藤 英則

